

ISO/TS 22002-3 : 2011

Prerequisite programmes on food safety — Part 3 : Farming

食品安全のための前提条件プログラム—第3部：農業

1. 規格の概要

フランスから提案されたものであり、農作物（穀類、果実、野菜等）、家畜（畜牛、家禽、豚、魚等）及びその生産物（乳、卵、蜂蜜等）の生産における前提条件プログラム（PRPs）である。ただし、適用範囲から、狩猟、水産養殖以外の漁業は除かれる。

2. 発行状況等

2011年1月に新業務項目提案が承認され、2011年12月に初版が発行された。

3. 規格の構成（仮訳）

まえがき

序文

- 1 適用範囲
- 2 引用規格
- 3 用語及び定義
- 4 一般要求事項
- 5 共通の前提条件プログラム
 - 5.1 一般
 - 5.2 立地
 - 5.3 構内の建設及び配置
 - 5.4 装置の適切性及び保守
 - 5.5 要員の衛生
 - 5.6 作業動物
 - 5.7 購買管理
 - 5.8 農場での保管及び輸送
 - 5.9 清掃・洗浄
 - 5.10 廃棄物・排泄物の管理
 - 5.11 農場構内における有害生物の防除
 - 5.12 安全ではないと疑われる生産物の管理
 - 5.13 外部委託された活動
- 6 作物生産特有の前提条件プログラム
 - 6.1 一般
 - 6.2 灌漑

- 6.3 施肥
- 6.4 植物保護製品
- 6.5 収穫及び収穫後の活動
- 7 動物生産特有の前提条件プログラム
 - 7.1 一般
 - 7.2 動物のための飼料と水
 - 7.3 衛生管理
 - 7.4 搾乳
 - 7.5 殻付き卵の採卵
 - 7.6 とさつのための準備
 - 7.7 水産動物の育成、捕獲及び取扱い
- 参考文献